

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（平成21年度第2回）	
日時	平成21年10月30日（金）午後2時00分～午後3時20分	
場所	杉並区役所西棟6階 第5・6委員会室	
出席者	委員名	島内会長、古谷野副会長、秋山委員、阿部委員、飯田委員、岡安委員、川原口委員、喜多委員、窪田委員、小平委員、菅沼委員、高橋委員、田中委員、林委員、藤林委員、宮城委員、村田委員、森安委員、山崎委員、吉藤委員
	区側	高齢者担当部長、保健福祉部管理課長、高齢者施策課長、介護予防課長、介護保険課長、障害者施策課長
	事務局	井上、坂井、鶴
傍聴者数	2名	
配付資料等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域密着型サービス事業所の指定及び指定更新について</li> <li>2 指定介護予防支援事業所の廃止及び指定について</li> <li>3 地域包括支援センター（ケア24）の事業評価について</li> <li>4 高齢者の介護基盤整備に関する安全・安心プランの概要について</li> <li>5 要介護認定等の新たな見直しについて</li> <li>6 「介護の日」イベントの開催について</li> <li>7 すぎなみの介護保険の配付について</li> <li>8 杉並区における介護保険にかかる苦情・相談のまとめの配布について</li> </ol> <p>参考 介護保険利用者ガイドブック（席上配付）          参考 福祉のおしごとフェア案内チラシ（席上配付）          参考 長寿応援ポイント事業のお知らせ案内チラシ（席上配付）</p>	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者担当部長あいさつ</li> <li>2 平成21年度第1回運営協議会会議録の内容確認について</li> <li>3 議題                     <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）地域密着型サービス事業所の指定及び指定更新について</li> <li>（2）指定介護予防支援事業所の廃止及び指定について</li> <li>（3）地域包括支援センター（ケア24）の事業評価について</li> </ol> </li> <li>4 報告事項                     <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）高齢者の介護基盤整備に関する安全・安心プランの概要について</li> <li>（2）要介護認定等の新たな見直しについて</li> <li>（3）「介護の日」イベントの開催について</li> <li>（4）すぎなみの介護保険の配布について</li> <li>（5）杉並区における介護保険にかかる苦情・相談のまとめの配布について</li> </ol> </li> <li>5 その他</li> </ol>	
会議の結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域密着型サービス事業所の指定及び指定更新について資料説明</li> <li>2 指定介護予防支援事業所の廃止及び指定について資料説明</li> <li>3 地域包括支援センター（ケア24）の事業評価について資料説明及び質疑応答</li> <li>4 高齢者の介護基盤整備に関する安全・安心プランの概要について資料説明及び質疑応答</li> <li>5 要介護認定等の新たな見直しについて資料説明及び質疑応答</li> <li>6 「介護の日」イベントの開催について説明</li> <li>7 すぎなみの介護保険の配付について資料説明及び質疑応答</li> <li>8 杉並区における介護保険にかかる苦情・相談のまとめについて資料説明及び質疑応答</li> </ol>	

高齢者施策課長	<p>それでは、定刻になりましたので、第2回介護保険運営協議会を開催したいと思います。</p> <p>私のほうから事務的な連絡事項で、資料の差し替えがございます。資料6と書いたお送りしてあったものですが、差し替えをお願いしたいと思います。</p> <p>あと追加で配付した資料として、カラー刷りの1枚物の「介護の日」の記念イベントのチラシの原稿段階のものをお配りしています。それから、介護保険利用者ガイドブックと長寿応援ポイント事業のお知らせ、裏面が参加団体募集となっているものをお配りしています。委員の欠席関係につきましては、2名の方から欠席のご連絡をいただいております。私からは以上でございます。</p> <p>続きまして、高齢者担当部長からあいさつをさせていただきます。</p>
高齢者担当部長	<p>皆さん、こんにちは。高齢者担当部長の長田でございます。今日は第2回の介護保険運営協議会にお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>第4期の介護保険事業計画もスタートして半年を迎えました。粛々と進んでいるようではありますが、実際に第4期に当たって介護報酬の改定など幾つか行われた制度の改正というのは、本当によかったこと悪かったことが数字として表れてくるのはこれからだというふうに思っています。</p> <p>また、内部では認定方法の見直しについての見直しなど、区が独自に行いました保険料減免の対象者の確定などに取り組んでいました。</p> <p>今日は3つの議題、5つの報告事項がありますが、どうぞ皆様から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりまして、ごあいさつとさせていただきます。</p>
高齢者施策課長	<p>それでは、会長、議事のほうをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、始めさせていただきます。今日は21年度の第2回でございます。</p> <p>まず前回の議事録の確認ですが、何か訂正しなければいけない箇所はございますか。もう事前に送られていましたので、よろしいですか。特にないようですので、このまま承認されたというふうに確認させていただきます。</p> <p>その次に参りまして、お手元の次第の議事は3題あります。まず(1)ですが、地域密着型サービス事業所の指定及び指定更新についてということです。では、説明をお願いします。</p>
介護保険課長	<p>では、地域密着型サービス事業所の指定及び指定更新について報告いたします。</p> <p>まず、新規の指定ですが、区外の事業所4社を指定します。いずれも指定事業所の運営法人が吸収合併により、株式会社ニチイのほほえみから株式会社ニチイ学館に変更になったための指定です。</p> <p>認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の4事業所です。ニチイのほほえみ石神井公園、所在地は練馬区石神井、ニチイのほほえみ大鳥居、所在地は大田区東糞谷、ニチイのほほえみ稲毛、所在地は千葉県千葉市、ニチイのほほえみ上溝、所在地は神奈川県相模原市の4社でございます。</p> <p>各施設に杉並区民の方が1名入所されていまして、運営法人は株式会社ニチイ学館です。指定日はいずれも10月1日でございます。</p> <p>次に、事業所の指定更新をいたしましたので、あわせて報告します。区内の認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護である、もえぎ西荻北です。所在地は西荻北一丁目、定員は27名です。運営法人は株式会社ビアンです。更新日は10月1日でございます。</p> <p>次に、区外の認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の4所の指定更新です。まず1所目ですが、事業所名がコモドヴィータ下館、所在地は茨城県筑西市です。運営法人は株式会社ヒューマンサポート、更新日は8月3日です。指定同意自治体は茨城県筑西市でございます。</p> <p>次に、グループホームみどりのそよかぜです。所在地は神奈川県横浜市です。運営法人は有限会社グループホームそよ風です。更新日は9月1日、指定同意自治体は神奈川県横浜市です。</p> <p>次に、グループホームつくしです。所在地は千葉県匝瑳市です。運営法人は有限会社いなりやサービスセンターです。更新日は9月1日、指定同意自治体は千葉県匝瑳市です。</p> <p>次に、ふれあい朝里です。所在地は北海道小樽市です。運営法人は株式会社ア</p>

	<p>イリスマークです。更新日は10月1日、指定同意自治体は北海道小樽市です。いずれの施設にも杉並区民の方が1名入所しています。以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見はございますか。特にないでしょうか。</p> <p>それでは、その次に参ります。議題の2番になりますが、指定介護予防支援事業所の廃止及び指定についてです。</p>
介護保険課長	<p>では、指定介護予防支援事業所の廃止及び指定について報告します。</p> <p>10月1日付で地域包括支援センターケア24成田の受託をしていました株式会社クロス・ロードが親会社であります株式会社ジャパンケアサービスに吸収合併されたため、株式会社クロス・ロードが運営していた事業所を廃止し、新たに指定を行いました。事業所名は杉並区地域包括支援センターケア24成田、住所は成田西三丁目7番4号。新たな運営法人は、先程申し上げましたが、親会社であります株式会社ジャパンケアサービスです。</p> <p>なお、この廃止・指定に伴う職員等の異動はありません。</p> <p>指定年月日は10月1日です。以上でございます。</p>
会長	<p>今説明していただいたことについて、何かご意見あるいはご質問はありますか。特にないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>それでは承認ということで、次へ参らせていただきます。3番目になります。地域包括支援センター（ケア24）の事業評価について、高齢者施策課長さんをお願いします。</p>
高齢者施策課長	<p>資料3をご覧いただきたいと思えます。地域包括支援センター（ケア24）の事業評価についてということで、20年度で3年目を迎えました。今回、平成20年度の事業評価ということで実施しましたので、ご報告いたします。</p> <p>事業評価の目的ですけれども、この事業評価は委託業務の実施状況やサービス内容などについて検証し、区と事業を請け負っている方々が協力・連携をして現状の問題点や課題を明らかにし、その改善をすることによりサービスの質の向上を図っていくことを目的にしています。</p> <p>事業評価の方法としましては過去2年、18年度施行、19年度実施、20年度の今回も実施をしたということです。</p> <p>評価機関としては、別紙1の評価委員会のとおりです。</p> <p>評価表につきましては、別紙2で細かい表になるのですが、相談状況ですとか、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント、あと事業所の運営等について評価をしてきております。</p> <p>評価基準につきましては各項目を5点満点で評価をしまして、5、4、3、2、1と。一応普通ということで、内容としては特に問題がなくて、仕様書どおりにできているものが3という形で考えています。そこから踏み込んでいるものがあつた場合には4、特に優れていていろいろ踏み込んでいるものは5という評価をします。逆に仕様書どおりにできていない部分がある場合は、2とか1と評価をする形になっています。</p> <p>おめくりいただきまして、合計得点ですけれども、100点満点で評価をしております。ランクとして、Sランクは特に良好で適正な事業運営ということで90点以上です。Aランクが80点から89点、Bランクが70点から79点、Cランクが60点から69点、Dランクは改善すべき事業運営ということで59点以下となっております。</p> <p>評価の実施スケジュールですけれども、自己評価票を4月10日までに出していただきまして、実際に訪問調査（現地調査）を5月18日から22日にかけて行いました。評価委員会を7月1日に開きまして、ケア24センター長会で結果を報告したのが7月2日ということになっています。</p> <p>その後、ヒアリングを実施しております。後で評価結果をご説明しますけれども、Cランクの3センターについて、自己評価と区の評価がなぜ違うのか、どういったところが違うのか、その辺のすり合わせを行うということでヒアリングを実施しています。</p> <p>評価結果は別紙3になります。20年度は80点以上のAランクが5カ所、Bランクが12カ所、Cランクが先ほど申し上げたとおり3カ所となっております。</p>

	<p>19年度分を参考につけていますけれども、19年度はSランクをつくらないで、90点以上という少し高いところをAランクとしました。表の下に書いていますけれども、Aランクが90点以上、Bランクが70点から89点ということをつけています。</p> <p>ランクの幅が違うので、実際には80点以上の団体も4つぐらいあったはずですが。20年度に合わせればAランクの団体が19年度もあったということですがけれども、Bランクが14カ所、Cランクが6カ所ということで、19年度につきましては昨年6カ所のヒアリングを行っています。</p> <p>申し訳ございませんが、また戻っていただいて、先程ご説明したとおり7月2日に結果を通知して、8月31日にヒアリングを実施したのですがけれども、それを踏まえて改善状況の報告を12月中旬までに3つのセンターから出していただくような形になっています。</p> <p>次のページに参りまして、どんな評価であったかというまとめが書いてあります。18年度に地域包括支援センターの運営を開始したわけですがけれども、3年目ということで総体として年々安定した事業運営ができていくということです。</p> <p>特に全体的に高い評価となった点としては、高齢者総合相談・支援の「相談受付体制の整備」ですとか「総合相談の適切な実施」等の評価が高かったです。また「介護予防事業の普及」、あと「地域のネットワークづくり」、「地域の社会資源の活用と広報活動」、「介護者支援」、事業所運営の「職員の配置・育成」とか「日常の管理」等も総体的に点数が高かったものです。</p> <p>やはり3年目になったということで、全体的には地域のネットワークづくりが大分進んできている状況がありまして、さまざまな地域の機関、民生委員、町会等、さらに連携を深めているという状況です。</p> <p>地域包括支援センターの運営の中ではいわゆる要支援プラン作成件数が増えてきて、それが業務を圧迫しているという状況もあります。それがなかなか解消されていません。そういった中でも、各センターとも限られた人数の中で効率よく仕事をして、大きな成果を上げているというのが全体的な評価のまとめでございます。</p> <p>今後の事業評価になりますけれども、平成18年に地域包括支援センターが設置されて3年半ということで、今までいろいろな形で評価を実施してきたわけです。今年度からセンターの委託を3年間の長期継続契約としました。昨年度までは単年度で毎年契約していたのですがけれども、3年間契約をするという形で21年度から始めましたので、評価の方法を3年間の中で少し重みづけをしたらどうかということで、例えば初年度と3年目は少し軽くし、2年目にしっかりした評価をして、次の契約の参考にしたいという形で重みづけを考えてみたいと思いますが、これはまた評価委員会の中で検討して参りたいと考えています。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>今ご説明いただいたのですが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。項目を決めるときにかなり揉めて、設定の基準についてもかなりあったのですがけれども、少し慣れてきました。</p> <p>点数のつけ方が違ってきたので比較が難しいのですがけれども、Cの点数は同じなので、Cが6個から3個に減ったということで、全体からみれば下のほうは余り無いので一応よくなったと考えていいのでしょうか。</p> <p>6名の委員の方が審査をされていますので、実際に審査をされたお立場で何かありましたら。</p>
<p>副会長</p>	<p>今課長から説明がありましたように、全体としてはかなりよくなっているという印象を持ちました。別紙3をご覧くださいと、20年度の特徴として三角がやたらに多いということがあろうかと思えます。昨年は自己評価のほうが区が行った客観的な評価よりもいいというところが多くありましたが、それが無くなってきました。つまり、ご自分達でやっておられる仕事、事業について、専門職としての厳しい目が向けられるようになってきたというふうに判断しているところです。</p> <p>評価の目的のところと関連があるのですが、今申し上げたような全体的な点数、あるいはA、B、C、Dという評価というよりは個々の項目について、実際に事業をしておられる方たちと区の担当職員との間で問題点を評価して、そのすり合</p>

	<p>わせをして、ずれを1個ずつ潰していくあるいはよりよい方向に持っていくことに重点があるわけで、それがかなりできてきたという印象を持っています。簡単な印象としてはその程度です。</p>
会長	<p>だんだんよくなっているということで、評価する側とされる側のずれも少なくなってきたということですか。</p> <p>よろしいでしょうか。何かご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>この結果については、区民とか事業所関係等に公表されるのでしょうか。</p>
会長	<p>それはどういうことになっていますでしょうか。</p>
高齢者施策課長	<p>今の段階で積極的にこの結果を公表していくことは考えていません。ただ、情報公開請求等があれば、固有名詞は隠した上で公開するようになると思います。</p>
委員	<p>もう一つ、評価する側とされる側、自己評価等がありますけれども、利用されている方の評価も今後考えていただいたらいいのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>これはまたご検討いただいとと思います。今日はまだ結論が出せることではないのですが、ご検討をよろしくお願いします。</p>
副会長	<p>この協議会が終わった後に委員会を開催する予定になっていますので、今のご意見をそこでまた取り上げたいと思います。ありがとうございました。</p>
委員	<p>これは100点満点ですが、それぞれ100点はないわけですね。マイナス点となっているところは、どういった点が減点されているのかを教えていただければありがたいのですが。</p>
会長	<p>質問の意図がわからないのですが。</p>
委員	<p>例えばAランクですと、89点から80点となっています。100点満点で80点としたら、20点のマイナスがあるわけですね。どういうところでその20点が引かれているのか、その部分がもしわかりましたら教えてください。</p>
高齢者施策課長	<p>先程説明が不十分だったのかもしれないのですが、評価の仕方として仕様書どおり、こちらの求めていることがそのままできていけばCランクで3点です。ですから、60点になります。</p> <p>100点というのは理想の状態です。すべてすごく踏み込んで理想的にできたときに100点が出てきます。こちらが求めているものにもう少し踏み込んでやっていると4がついて、4が全部だと80点という形です。理想的に全部がすばらしいという状況が100点で、なかなかそこまで今の段階では到達していない状況で、80点が高点になっています。</p>
副会長	<p>100点に到達していないわけですが、100点から減点するという考え方をしていないのです。つまり仕様書どおりにやると60点ということですから、そこから加点をしていくような格好になります。仕様書どおりにやれていなかったら下がってきますけれども、全部を仕様書どおりにやっても60点にしかなりません。</p> <p>大学の採点基準に合わせているわけですが、60点だと一応合格と。ただし、そんなに褒めてあげるわけにはいきませんと。さらにいいことが幾つかの領域にできてきて初めてBとなり、Aとなります。Sは恐らく非常にに出にくいだろうと思います。これだけたくさんの方面での事業を展開していますから、それぞれで特色のある優れた実践が全部できないとSにならないということです。ですから、Bが多いというのは悪いことではないというふうにお考えいただければいいと思います。</p>
会長	<p>他に何かございますか。</p>
委員	<p>総合評価のまとめのところで、「全体的には地域のネットワークづくりが前進し、連携を深めることができた」とあります。いろいろなほかのところに聞いてみますと、こういう地域支援センターができたときに地域との連携がうまくいなくて苦労しているところが結構多いのです。杉並区の場合は3年間で大きく前進して連携を深めることができたのですが、何か違ったことをやられたのか、どういうふうにやられたのかをお聞かせ願えればうれしいと思います。</p>
高齢者施策課長	<p>「地域の中でネットワークづくりが大きく前進した」となっています。ただ、杉並という地域でそういったネットワークが完全にできていくというような状況にはまだなっていないと思います。</p> <p>このセンターが発足した当時、町会とか民生委員にもなかなかコンタクトが取れない状況があり、そういった中で3年間の活動を通じて町会の中に入ってお祭</p>

	りに参加したり、そこからいろいろな情報をもったり、あと商店街の方にもいわゆる協力機関みたいな形でかわりをもっていただいたり、そういったことを通じて徐々にネットワークが広がってきているのが現状でございます。
会長	他にございますか。
委員	<p>評価のまとめの下のほうのところで、「事業運営全体の中で、指定介護予防支援事業所としての要支援プラン作成件数がかかなり多く、たくさんの時間が費やされている現状はなかなか解消されていません」とあり、確かにそのとおりだと思います。見ていても、本当にこのように思います。</p> <p>例えば新宿などは、今度、支援の部分を包括から切り離すとか、職員の数を倍増したりする話が出ているのですけれども、そういうことについてこれからの方向性として杉並区としてはどういうふうを考えていくのかということをお教えいただけますでしょうか。</p>
高齢者施策課長	<p>確かにここに書いてあるとおりで、予防プラン、要支援プランの作成で多くの時間が取られるという状況があります。今新宿区の例が引き合いに出されましたけれども、区としても何とか地域包括支援センターの運営を強化したいということは考えています。</p> <p>今年度、国の経済対策の緊急プランの中で、緊急的に地域包括センターで雇用する場合に助成が出るという仕組みがあります。それをご提示して、今年度は8カ所に手を挙げていただいて、事務員の費用を助成するようなこともやっています。</p> <p>来年度に向けては、何とか財政局とも渡り合って支援を強化していきたいと思っております。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にはございませんか。それでは、この件に関しましては承認されたということで確認させていただきます。</p> <p>議題のほうはこれで終わります。報告事項に移らせていただきます。資料4になりますが、説明をお願いいたします。</p>
高齢者施策課長	<p>では、資料4とその下にホチキスで留めた「高齢者の介護基盤整備に関する安全・安心プラン」という形で計画がついています。資料4の概要に沿ってご説明をさせていただきます。</p> <p>ここに書いてあるとおりで、今後より一層の高齢化の進展が予測される中で、特別養護老人ホームなどの高齢者を介護する各種施設を中長期的な見通しを持って計画的に整備していくために、この安全・安心プランを策定しました。</p> <p>計画策定の基本的な考え方として、特別養護老人ホームの整備については、入所待機者の実情と今後の動向を踏まえて、入所希望者がすごく多いものですから、当面「優先度Aランクで、在宅で直ちに入所したい方」という人をターゲットにします。Aランクの入所待機者の方がいらっしゃいますけれども、入院とかいう形で在宅ではない方もいらっしゃいますので、早期に入所が必要な高齢者をAランクの方の3割と想定して、その方たちが申し込みをされた翌年度の末までには入所が可能となるような形で、平成25年度までに特別養護老人ホームを新たに300床整備するという計画を立てました。</p> <p>その他の介護施設の整備につきましても、グループホーム、ショートステイ、デイサービス等の機能を兼ね備えたところ、区では都市型多機能拠点と言っていますけれども、今は2カ所を進捗していますけれども、そういったものをこれからも整備していこうということで、老人保健施設等についても整備をしていきます。</p> <p>2に具体的な整備計画があります。特別養護老人ホームが300床、認知症高齢者グループホームは今後108床を整備していきます。この半分は民間オーナー型を想定しています。あとの半分は区有地活用という形で考えています。</p> <p>老人保健施設については25年度までに何とか100床を整備したいと。どこにという具体的なことは申し上げられないのですが、100床を整備していきます。</p> <p>ショートステイにつきましても、25年度までに72床を整備していくということで考えています。</p> <p>裏面に参りまして、特別養護老人ホームなどの施設を整備するには、やはり大都市ですと土地の問題が大きな課題になっていますので、区有地の活用等という</p>

	<p>ことで、区有地の有効活用がより一層可能となるように改めて全用地を点検して高齢者施設の建設可能性を探っていきたいと思います。また、民間の土地を活用して施設建設を行う事業者につきましては、用地取得をした場合にも区で一定の助成を考えています。そういった形の助成をするなど、何とか民有地を活用した誘導策も検討していきたいと考えています。</p> <p>あと多床室の特別養護老人ホームの検討ということで、東京ではユニット型の特別養護老人ホームの整備で補助制度があります。これはケアの質を守るためには非常に重要で、今まで多大な努力のもとに整備されてきましたが、杉並区のような都市部では逆に効率的な施設整備の制約になっています。やはりユニット型ですと、相当な面積をとるような形になります。</p> <p>もう一点は、低所得者が利用しにくいと。いわゆる個室型で結構な金額がかかります。居住費がかかるということで低所得者が利用しにくい面もありますので、今後、東京都の補助制度の動向等を見据えながらも、一部に多床室を導入することも検討していきたいと考えています。</p> <p>あとここには記載していないのですが、中に入っていますけれども、高齢者のケア付き住宅等についても今後整備を検討していかなければいけないということ考えています。私からは以上でございます。</p>
会長	いかがでしょうか。何かご質問はありますか。
委員	本当に緊急時のときのショートステイの対応を区のほうではどのように受けとめていらっしゃるのかをお聞きしたいのですけれども。
介護予防課長	<p>介護保険のショートステイは予約でほとんど押さえられている現状の中で、介護者の方が急に病気になられたりする場合は緊急ということで、現在緊急ショートステイ事業を一般施策で行っています。</p> <p>対象が要介護3以上と、ある程度条件は設定されていますけれども、いざという時のためにはそういった事業を実施しています。</p>
会長	要介護3以上の方ということですので、それ以下ですと緊急ということは余りないと考えていいのでしょうか。
副会長	実績を少し言ってもらったらどうですか。
会長	実績はいかがですか。
介護予防課長	緊急時ということですので何人を想定するというのはなかなか難しいのですが、今は2床の部屋を確保しています。稼働率が約40%です。
委員	本当の緊急時、老老介護ですけれども、在宅介護をしている人が倒れられたときに現状では対応は全然ないわけですね。将来的にそういうこともやはり検討していただきたいということがあります。
高齢者施策課長	<p>介護されている方が倒れられて、要介護の方が1人で家に残っているというような緊急の状態は、今介護予防課長から話があったとおり、2床を緊急時のショートステイということで確保しています。それが今は40%使われています。</p> <p>ただ、その要件としては、先ほど例が出ていた病気で倒れられたとかいう緊急時に、そこに要介護の方に入所していただくという形で2カ所を用意しています。確かにそれでどうなのかというところはありますが、一応2カ所を用意していると。</p> <p>これから予算の時期ですけれども、今年はそういった事業を少し充実していきたいと。特に医療的なケアがあったりする方については、ケアを充実させていければと考えています。</p>
委員	実質的には機能していないように聞こえるのですけれども、やっぱりそういう事態も想定した上で対策を考えてほしいと思います。現実には私の知り合いで、そういう事態が生じて大変困ったという事実があります。ケア24に相談しましたら、1カ月待ちですというお答えが返ってきたそうです。
高齢者施策課長	そういう区の制度があるということの周知が行き届いていなかったことがあるのかもしれませんが。うちのほうもそういう事業を行っていることを、ケア24等にも広めていきたいと思います。
会長	<p>他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次に資料5に移ります。要介護認定等の新たな見直しについてということで、介護保険課長からお願いします。</p>

介護保険課長	<p>資料5でございます。前回の運営協議会で要介護認定方法の見直しに伴う経過措置についてご報告させていただきましたが、今回は10月から実施されている要介護調査方法の新たな見直しについて報告させていただきます。</p> <p>本年4月から要介護認定方法の見直しが行われましたが、この見直しに合わせて設置されました検討会において、4月から28万件の認定データの検証が行われ、認定のばらつきは更正されていますが、軽度者の割合が増えていることが明らかになりました。</p> <p>その結果、10月1日以降の要介護認定の申請をする方につきましては、新たな調査方法により介護認定を行うものでございます。なお、更新申請者に対して実施していました経過措置は、9月30日分の申請をもって廃止となりました。</p> <p>実施時期ですが、10月1日からの申請分になります。</p> <p>対象者は、要介護認定の申請をする方すべてが対象となります。</p> <p>見直しの内容ですが、調査項目74項目のうち43項目について、日ごろの状況を重視することや判断基準の修正を行います。具体的な修正内容につきましては4の見直しの内容の中の①、②、③、④のようになっています。</p> <p>この見直しにつきまして、区では認定調査員に9月に研修を行い、延べ257名の参加があり、新しいテキストをもとに説明を行いました。また、ケア24センター長会や事業者の研修会で説明を行うほか、「広報すぎなみ」や区のホームページに掲載しました。</p> <p>5点目ですが、見直しに伴う再申請についてです。厚生労働省から、10月8日付で非該当と判定された方や要介護認定の判定をされた方で実情と一致していないと思われる方には再申請や区分変更申請の勧奨を行うという通知がありました。</p> <p>杉並区でもこの内容を広報や区のホームページで周知するほか、4月から9月の間に新規の介護認定申請をした方で非該当と判定された方、要支援1から要介護4と判定された方で通常の新規申請の提出期限まで1カ月以上ある方、具体的にいきますと7月申請、8月申請、9月申請の方につきましては再申請や区分変更申請の個別勧奨を行っていきたく思います。</p> <p>なお、4月、5月の申請の方につきましては既に更新申請を受付中で、ほとんどの方が更新申請を提出しています。6月分につきましては、既に一昨日から更新申請のお知らせを発送しています。</p> <p>また、裏面に参考としまして、杉並区における4月から9月までに判定された更新申請者の認定状況を記載しています。9月の認定分まで経過措置の適用により更新前の介護度に戻した方は1425人いらっしゃいました。以上でございます。</p>
会長	いかがでしょうか。
委員	ただいまの説明の中で4月以降の非該当のお話がありましたけれども、従前の非該当の割合と新しい4月以降の非該当の割合で、杉並区の場合は数字的に大きな変化があるのかないのかをお伺いします。
介護保険課長	20年度の非該当の分布率は1.8%でした。4月から9月までの認定の非該当の率も1.8%でございました。ですので、杉並区では新しい認定方法を取りましても、国と違いまして、非該当の分布率に違いはありませんでした。
会長	よろしいでしょうか。 この率というのはよそと比べてどうなんでしょうか。低いとお考えですか。
介護保険課長	国の率から考えますと、非該当は杉並区のほうが高いということになります。
会長	他にございますか。よろしいでしょうか。それでは、この件については終わらせていただきます。 その次は資料6になります。「介護の日」イベントの開催について、高齢者施策課長をお願いします。
高齢者施策課長	資料6とお手元にお配りしたカラー刷りのもので、これはまだ印刷の原稿で見づらいのですが、イベントのチラシの原稿をお配りしています。 昨年「介護の日」を11月11日ということで定められまして、介護の普及啓発を図ることになっています。杉並区としても、今回、「広めよう介護の手、高めようみんなの健康」をメインテーマにして、介護事業者と連携して介護の意義や重要性を周知して、多くの方に介護を身近なものと考えていただくことと、介



	<p>護について学び体験する場としてイベントを実施していきたくと考えています。</p> <p>日時は平日ですけれども、11月19日（木）の11時から夜の8時までです。場所が西荻地域区民センターで、ホールと各部屋を使って実施していきたくと。事業ごとの時間割については裏面に細かく出ています。また、こちらのチラシにも出ていますのでごらんいただきたいと思います。</p> <p>主な事業としては講演会で、講師として城戸真亜子さん、演題は「心をつなぐ介護日記」ということで、自分の介護体験を通して介護の現状を明らかにしていただきます。</p> <p>あと介護人材の確保と就労相談ということで、東京都福祉人材センターによる就職相談です。これは裏面に大きく出ていますけれども、「福祉のおしごとフェア」ということで、就労相談や区内事業者による就職面接会等も行っていきたいと思えます。</p> <p>映画を上映するというので、今年話題になった「おくりびと」の上映も実施します。</p> <p>その他、ここに記載してある配食サービスの展示や福祉機器の展示も行いますので、ご参加いただければと思います。</p> <p>10月21日号の広報でも周知していますし、チラシもお配りしていますので、ぜひ事業者の方やご近所の皆様お誘い合わせの上ご参加いただけるとありがたいと思えます。私からは以上です。</p>
会長	今の説明に対しまして、ご質問はありますか。
副会長	歯科医師会との関係はどうですか。
委員	声はかかっています。
会長	いかがでしょうか。よろしいですか。 それでは、次に進めさせていただきます。資料7の「すぎなみの介護保険」についてということで、冊子体になっています。
介護保険課長	<p>今回は資料7で、こちらの黄色い冊子です。中を全部細かくご説明できませんので、ポイントを何点かご紹介したいと思います。「すぎなみの介護保険」は、平成20年度の介護保険事業をまとめた冊子です。</p> <p>1ページを開いていただきまして、杉並区の人口は20年度で65歳以上の被保険者の方は約10万人です。人口に対する高齢化率は18.7%で、高齢化率は毎年上がっています。前期高齢者の方と後期高齢者の方の比率は、およそ5万人と5万人です。</p> <p>要介護認定についての記載が3ページ以降にあります。20年度の認定申請は2万1920件で、認定審査会を576回開催しました。</p> <p>次に7ページですが、20年度3月末現在の杉並区の要介護度の分布状況が書いてあります。最も多い介護度は要支援1、次に要介護3、要介護1、要介護4、要支援2、要介護5の順になっています。</p> <p>8ページからは介護保険サービスの利用状況を記載しています。この中でケアプランの作成である居宅介護支援を除き、居宅で最も多く利用されていますサービスは訪問介護です。次に福祉用具貸与、通所介護、居宅療養管理指導の順になっています。</p> <p>20年度3月末の予防を含む居宅介護サービス利用者の方は1万1371人となります。他に居宅の方が利用しているサービスとしましては、9ページに記載してあります福祉用具購入と住宅改修がありまして、記載のとおり状況になっています。</p> <p>次に10ページですが、施設サービス利用者の方の内容です。3施設で2511人の利用があります。介護度等につきましては記載のとおりです。</p> <p>11ページに地域密着型のサービス利用件数を記載しています。下に20年度の介護サービス及び特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費の合計であります保険給付費の額を記載しています。20年度は約242億円でございます。</p> <p>次の12ページに、20年度の各サービス別の給付内容を記載しています。</p> <p>13ページからは、高額介護サービス費以下、各種軽減制度の状況及び助成事業について記載しています。この中で特に16ページの⑧は、昨年10月から実施した区の独自事業である生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成で</p>

	<p>す。20年度については179件、814万余の実績がありました。</p> <p>次に、18ページからは介護予防事業についての記載です。②の足腰げんき教室及び③の高齢者健康講座は、一般高齢者施策として元気なうちから介護予防に取り組んでもらうための事業です。足腰げんき教室については、20年度からは一般高齢者も対象としています。④、⑤、⑥の認知症予防の普及啓発事業については、19年度から認知症予防に効果があると言われていたウォーキングを取り入れた生活を継続してもらうための事業に取り組んでいます。</p> <p>21ページからは介護保険料についての記載です。20年度までは7段階の区分でした。なお、今年度の保険料については、一番最後のページに11段階の保険料を記載しています。</p> <p>22ページについては特別徴収と普通徴収の人数で、下段に過去5年間の保険料の収納状況を記載しています。20年度、現年度分の収納率は97.65%、滞納繰り越し分の収納率は19.8%でした。</p> <p>24ページからは介護保険の財政状況です。平成20年度の杉並区介護保険事業の規模は、歳入が278億円、歳出が271億円です。</p> <p>25ページに歳入・歳出の内訳比率があり、下段に3月末現在の各基金の残高状況を記載しています。</p> <p>26ページには当介護保険運営協議会について、27ページには介護保険に関する相談件数について記載しています。なお、相談内容の詳細につきましては、この後の報告事項である相談・苦情のまとめの中で詳しく記載されています。</p> <p>28ページからは事業者の方への研修や資金貸付などの支援内容を記載しています。20年度は30ページに記載していますが、単年度事業として産業融資制度対象外の介護保険事業者であるNPOに対して緊急貸付を行い、2件の実績がありました。</p> <p>31ページでは、事業者への実地指導件数を記載しています。20年度は東京都や他区との合同指導を合わせまして、全部で71の事業者の実地指導に当たりました。</p> <p>最後ですが、32ページは広報普及活動に取り組んだ実績です。本日お配りしました介護保険利用者ガイドブックも広報活動の実績です。</p> <p>簡単ですが、以上でございます。</p>
会長	いかがでしょうか。質問はありますか。
副会長	<p>お願いですが、介護保険ガイドブックのような広報の媒体に、先程の緊急ショートのような一般施策の中でも要介護者や家族の方が利用できる、あるいは利用したら楽になるような事業をどんどん盛り込んでいただけるといいと思いますのでご検討ください。</p>
介護保険課長	検討してみたいと思います。
委員	<p>保険料収納状況（決算額）、特に普通徴収の滞納者に対する取り組みは大変だと思います。16年度から年々普通徴収が少しずつ落ちている状況の中で、実際にご苦労は多いと思いますけれども、努力をしている内容をお聞かせいただければと思います。</p>
介護保険課長	<p>委員がおっしゃるとおり、実際に収納率が若干落ちています。これは、多分、昨今の景気の状態だと思います。この実績は杉並区だけではなく、東京都全体も収納率は落ちています。</p> <p>20年度も例年どおり督促や催促をしています。特に昨年度から実施したのは、納付センターを利用した電話催告です。納付センターの中に介護保険の内容を含んだコンピューターがないので多くの人数はできないのですが、昨年は2月に実施し、約540件の電話をかけてもらいました。この取り組みについてはほかの催告や督促にあわせて、本年度も実施をしていきたいと思っています。</p> <p>今伸びていますのが分割納付です。1度に払えないけれども、分割なら何とかするという形の対応も積極的にしています。</p> <p>あと今年から始めました減額制度により、低所得者の方については保険料が半額になりますので、より一層収納率が上がるのではないかと期待しています。以上でございます。</p>
会長	よろしいでしょうか。他に質問はありませんか。では、すぎなみの介護保険の件については終わらせていただきます。

	次に資料8に参ります。介護保険にかかる苦情・相談のまとめです。
介護保険課長	<p>今回は紫の資料で、お配りしました介護保険にかかる苦情・相談のまとめ（苦情白書）についてご報告します。</p> <p>概況につきましては2ページにまとめています。2ページと3ページをお開きいただければと思います。苦情相談の受付と対応ですが、区では利用者からの相談・苦情は介護保険課や地域包括支援センターで受け付けています。各窓口で受け付けた相談や苦情は介護保険課相談調整担当に集約し、今回の白書を取りまとめています。</p> <p>3ページに苦情・相談の流れ図という形で、相談者の方の苦情・相談の流れを掲載しています。</p> <p>20年度の苦情・相談の状況ですが、214件ありました。介護保険制度発足の平成12年度には317件ありましたが、昨今は200件前後の件数で推移しています。詳細につきましては4ページ以降に記載していますが、中身の分類で見ますと、通所介護に関するものが若干増加傾向にありまして、介護予防・支援に関するものは昨年度は半減しました。</p> <p>(3)の事故報告書の提出です。事故が生じた場合やその対処方法について、事業者の方に報告をお願いしています。受付件数ですが、平成20年度は303件ありました。平成19年度が346件でしたので、20年度は40件ほど減少しました。詳しい内容は34ページに掲載していますが、前年度と比較しますと、短期入所生活介護（ショートステイ）が30件の減、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が28件の減となっています。</p> <p>事故報告の内訳ですが、例年同様一番多いのが骨折で約49%、ケガが27%。この2つの事由で、事故報告の4分の3を占めています。</p> <p>以上、簡単ですが、苦情白書の概況でございます。</p>
会長	いかがでしょうか。質問はありませんか。
委員	<p>事故報告で、4年連続の増加傾向に終止符を打たれたということで、大変喜ばしいと思います。これには業界を初め、関係者の努力があったのではないかと思います。</p> <p>また、再発防止に向けてこれが決め手というのはないと思いますが、さっきのご説明の中で、(事故が)大幅に減少したサービス種類がありますけれども、何か非常に特徴的、効果的なものが大きく減少につながったのではないかとということがもし分析等でありましたら、1つ、2つ教えていただければと思います。以上です。</p>
介護保険課長	<p>個々の事情で、いろいろな事故報告が参ります。相談調整担当は担当係長以下2名の職員がいるのですが、状況によってはその施設に行き内容について調査することもあります。昨年だけの対応で減少したわけではなくて、介護保険課のこれまでの対応が徐々に効果をあげてきたのかもしれない。21年度は更に少なくなるかという、これはわかりません。</p> <p>逆に、事故が少なくなるのはいいのですが、報告をしないと、またそれも困ってしまいます。どんな小さな事故であっても報告を出すことによって職員の方の自覚も高まり、事故の内容を共通認識することによって事故を防ぐことができます。もちろん事故が少なくなることが理想ですので、相談調整担当や事業所への指導を行います指導・適正化推進係等を含めまして、今後も対応していきたいと考えています。</p>
会長	骨折がすごく多いのですけれども、どこの骨折でしょうか。内容によっては大変なことになります。
介護保険課長	<p>事故報告が来ますと、私も供覧という形で全部読ませさせていただきます。場所がどこというのは一概に言えませんが、見ていると皆さん高齢者の方なのでちょっと倒れたり、座り間違えただけで骨折してしまう事例が非常に多くあります。</p> <p>痛がっているのを病院に連れていったら骨折だったと。本人は骨折という自覚はないのですが、お医者さんも手術はできないので温存療法といいますか、そのままにしておくという例もあります。骨粗鬆症というのでしょうか、高齢者の方は、ちょっとしたことで骨が折れることを事故報告を見ながら感じております。申し訳ございませんが、部位的なものはありません。</p>

会長	わかりました。
副会長	件数の報告は2ページにいただいているのですが、相談をした結果あるいは苦情を申し立てた結果、申し立てた方は納得したとか喜んだとかいうのはどうでしょうか。
介護保険課長	苦情・相談の中身はいろいろなものがありまして、とにかく言いたいんだ、とにかく区に対して、保険者に対して苦情や要望を言いたいんだと。例えば保険料が高いということを言いたい方もいらっしゃいます。または、こういう問題があるので調整してほしいとか、施設に対して連絡をとってほしいとか様々な内容があります。 前者のとにかく聞いてほしいということについては拝聴して、記録にとどめるという対応をします。何か調整してほしいという場合は、結果的に相談者の希望どおりにいかない場合もあります。相談等の調整に入ることになりますが、苦情・相談記録を見ている限りでは記録にとどめてほしい、意見として記録してほしいという方のほうが多いと思います。
副会長	対応趣旨を1件ずつ読めばわかることではと思いますが、全体としてどうなのかを知りたいということと、内容によってあるいは事業によって相談・苦情の決着が違ってくるのか、窓口によって決着の仕方が違ってくるのかというのは、今後の対応策を考える上で必要な情報だと思います。非常に難しいことはわかるのですが、集計と分析をしていただければというお願いです。
介護保険課長	わかりました。対応趣旨の中に書いていますが、その辺をまた工夫しまして、来年度の苦情白書についてはまとめていきたいと考えています。
会長	お願いします。
副会長	もう一つ質問ですが、第三者機関、苦情調整委員との関係はどうなっているのですか。3ページの図には小さく載っていますが、これとの関係はどうなのか、あるいは調整委員ご担当の管理課から見るとどうなのかということがあろうかと思えます。その辺をご説明してください。
介護保険課長	第三者機関であります苦情調整委員へこういう意見・要望が来ているということで、介護保険課に情報が参ります。介護保険課で調整する場合がありますし、苦情調整委員と連携しながら対応する場合があります。
管理課長	苦情調整委員の担当をしている管理課です。 苦情調整委員はいろいろなご相談を受けます。介護保険に関しては苦情や相談を受ける課がありますので、そちらのほうで主にやっただいているのが実態です。 うちのほうにそれでもなおという形で来る場合も確かにあります。その場合、第三者機関、要するに区の立場ではない第三者機関として苦情調整委員が間に立って話を聞き、必要に応じて申し立てをすることになった場合は実際に施設等に調査に入り、両方の話を聞いて調整します。 是正するべき点がありましたら、是正の勧告、意見等を出して、施設のほうに調整してもらいます。是正の対応状況についてまた報告を受けて、申し立てをされた方に述べるという形になります。 ただ、件数的にいうと、20年度は2件ぐらいありましたが、どちらかという高齢者の関係は介護保険の相談窓口もありますので、実際に申し立てに至るのは少ないのが実態です。申し立てまで行ったのは、どちらかという障害者の関係が多いというのが実態です。
会長	他にご質問はありますか。このチラシについてご報告はありますか。
高齢者施策課長	お配りしましたチラシですけれども、「長寿応援ポイント事業のお知らせ」と書いてあり、裏面が「長寿応援ポイント事業参加活動団体募集！」という形になっています。 長寿応援ポイント事業を昨年から検討してきました。高齢者が自らの力を発揮して、生き生きと地域で暮らせるように応援していこうということで、高齢者の方がボランティアなどの地域貢献活動とか介護予防・健康増進活動、あといわゆる生きがい活動に参加したときにポイントをお配りしてそれを貯めて、8割の部分は区内共通商品券と交換してご自身のために使っていただきます。2割の部分については寄附をしていただくということで、それをプールして、区内で地域の

	<p>支援活動を行っている団体に助成をしていこうという仕組みをつくりました。8月から団体を募集していきまして、10月から実際に高齢者の活動に参加した際にはポイントをお配りする形で進めています。</p> <p>裏面の「参加活動団体募集!」ということで、地域貢献活動や生きがい活動を行っている区内の団体の方にぜひ応募していただきたいということで周知を図っているところですが、いわゆる介護保険施設等でのボランティア活動について、現在のところ応募がない状況です。そういった施設ですとか介護保険事業の中でボランティア活動をしている団体があれば、こういう制度があつて60歳以上の方がボランティアをしていけばポイントがもらえるということで周知を図っていただきたいと思ひまして、本日追加でお配りさせていただきました。</p> <p>この件については以上でございます。</p>
会長	これについてはよろしいでしょうか。質問はありますか。
介護保険課長	<p>その他の項目ですが、1点だけ介護保険課から、今後の介護保険条例の改正について報告させていただきます。</p> <p>本年5月に厚生年金保険法等の一部を改正する法律が公布されまして、厚生年金保険料等の延滞金につきましては通常1カ月間に限定している延滞金の利率軽減期間を2カ月に延長し、納期限から3カ月間については通常より低い延滞金の利率とすることになっています。同様の取り扱いを介護保険料や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料についても、各保険者に配慮を求めてまいりました。</p> <p>杉並区におきましても、この趣旨を踏まえ、今後の議会におきまして杉並区介護保険条例の一部を改正し、介護保険料に係る延滞金の利率低減期間の延長を図ることを検討していますのでご報告申し上げます。</p> <p>なお、現在、介護保険料に係る延滞金につきましては運用上徴収していませんので、この条例改正に伴う影響はありません。以上でございます。</p>
会長	他にございますか。
高齢者施策課長	最後に次回ですけれども、例年ですと1月下旬に第3回を行う形になっていまして、現在のところ事案となるべき案件がございません。今後、事案となるべき案件が出てきた場合には1月下旬に開催ということもあるかもしれませんが、現段階では一応3月後半の開催ということで事務局としては考えています。3月下旬に次回を開催したいと思ひます。以上でございます。
委員	<p>今1月に議題がないというお話があつたのですが、そのことでちょっとお聞きしたいのです。</p> <p>例えば今日の協議会の中で議題と報告事項があろうかと思ひますが、私のとらえ方が間違っていたら教えてください。お話を聞いて資料を見ましたところ、今回の議題(1)、(2)、(3)は報告事項のようなもので、例えば地域密着型サービス事業所の指定はもう更新されているわけです。そうなればこれは議題ということで我々がこの協議会で意思決定するものなのか、そのあたりを教えてくださいたいと思ひます。</p>
高齢者施策課長	<p>介護保険運営協議会自体が一応介護保険と地域包括支援センターの運営協議会ということで、それらに関して区長からの諮問にお答えをいただく、答申をいただくという形の設定になっています。そうした中で、地域密着型サービス事業所の指定と指定の更新は実際にはもう終わっているような案件になっています。</p> <p>本来であれば、指定をするときには、地域密着型ですから事前に区内にこれだけのものをつくるのかどうか、あと指定更新ということで、今区民の方が入っていて、その方を引き続きその施設でお預かりいただくような形をとるのかどうかということで、原則は区民の方には区内の施設をご利用いただく形になっています。</p> <p>確かに過ぎていまして、一応今まで議題という形で諮問をいただいていたところなんです。</p>
委員	それでしたらその後に、例えば今日の中でだれかが反対するというようなケースはどうでしょうか。
高齢者担当部長	今日の議題でいうと、実際に(1)と(2)は不思議な感じはします。ただ、これまでも運営協議会での意見を踏まえて決裁を決定するということになっています。実際は更新日時に合わせて必ず意見を聞くことはできないので形としてこ

	<p>ういうふうに行っていると、私も担当するようになってから理解していたところです。全く報告事項であろうというのはそのとおりです。</p> <p>(3)については、介護保険運営協議会は地域包括支援センターの協議会も兼ねていますので、ここでその評価、いかどうかというところは議論していただく議題であります。</p> <p>(1)、(2)と(3)は少し違う意味を持っているというふうにご理解いただければと思います。</p>
会長	<p>これからもそういうことが発生するのですか。</p>
高齢者担当部長	<p>(1)と(2)だけの議題であれば、遡ってまたご意見をいただくこともあり得るかもしれません。ただ、(3)のような議題は必要な時期に行っていただく必要があると思います。</p>
副会長	<p>(3)の議題については、今日は比較的仕組みができ上がった形になっているのでこういう報告に近いようなものをお見せしているわけですが、実際にかつて評価基準をどうするのか、評価の機構をどうつくるのかというようなことをこの協議会の中でご議論をいただいていたというもあります。</p>
会長	<p>そのときはかなり揉んでという感じでした。項目自体もそうでしたが、評価基準、査定方法についてもここで意見を出し合って、合意点に達するまで1回で済ませないで、期間を長くして3回ぐらいやったような記憶があります。そんなこともやっています。</p> <p>内容によっては報告に近いような形、あるいは(1)と(2)についてはもう終わってしまっていますので、(3)のような内容ですと例えばこんな評価のやり方で本当にいいのかとか、実質、内容的にそれで反映できて、次に改善に結びつくのかどうかということはディスカッションの内容に入れていけばいいのではないかと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。時間的に前後しているという状況があつて、報告になってしまっているのではないかとということでした。</p> <p>意見を出していただいたら、今度やるときにはまたその意見を反映させることは可能です。本当は先にやるべきものもあるのですが、回数が限られていますので、これだけの人が集まること自体がタイムリーに、事前にとということがなかなかできない議題もあるという状況です。でも、議題に関しては意見を出すということで議題というふうにしていますので、そのことで出てきたものについて、次にやるときには反映させると考えていいですね。</p> <p>今日は終わったものについてということだったのでご意見が出しにくかったし、出してもこのこと自体についてはすぐ反映しないのですが、次のときにはということも可能だと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、21年度第2回の介護保険運営協議会をこれで終わらせていただきます。ご協力をどうもありがとうございました。</p>